

市内事業主の皆様へ

中小企業の振興及び若者の雇用促進を図るため、従業員等が事業に必要な資格を取得するための費用に対して、補助を行います。

三郷市 資格取得支援補助金 制度案内

補助対象者

- 中小企業者であること
※ 中小企業基本法第2条により規定。中小企業庁HP「中小企業の定義について」Q6参照。
(ただし風営法第2条に規定されているものは除く)
- 三郷市で1年以上事業を営んでいること
- 三郷市が課税する市税を完納していること

補助対象資格

現在行っている事業に必要な国家資格を、30歳以下の従業員等（年度中に30歳までの誕生日を迎えるかた）に取得させる取組みが対象です。

【対象となる資格】

法律に基づき認定される資格等のうち、試験の合格を要する以下の資格等

- **国家資格**
- **技能検定**（職業能力開発促進法に基づく、労働者の技能を評価する国の技能検定制度）
- **技能講習**（労働安全衛生法に基づく、作業主任者及び就業制限業務の従事者に義務付けられる講習）

【対象外の資格】

- **特別教育、安全衛生教育**（職長・安全衛生責任者教育等）
- **民間資格**

【従業員等とは】

市内事業所に在籍する以下のかた

- **正規雇用者（フルタイム勤務）**
- **個人事業主本人、事業専従者**
※ 法人の役員等は対象外となります。

【注意事項】

- 普通自動車第一種運転免許等の運転免許は、原則対象となりません。第二種運転免許等、現在行っている事業に必要な運転免許は、対象となる場合があります。
- 申請日時点で既に行っている事業に必要な国家資格が対象です。これから新たに開始する事業に必要な国家資格は対象外となります。

補助対象経費

- ① 資格取得に要する受験料及び受講料
- ② 登録に要する諸費用

合格の場合は上記①②が、不合格の場合は上記①が補助対象経費です。

①は、試験の申込み時に要する受験料及び受講料等が対象です。実技試験の免除に繋がる実技講習等にかかる費用は対象となりますが、個人で購入するテキスト等及び試験の各種対策講座については対象外です。

②は、初回登録時に限ります。

【補助率】

補助対象経費の1/2

【補助金の額（従業員等1名あたり）】

試験ごと 上限 5万円 同一年度 上限10万円

【注意事項】

- **受付は、予算額に達し次第終了します。**
- 申請書類に添付する受験料等の領収書の写しは、受験者名義の領収書でも差し支えありません。
- 申請試験が国や県等の公的機関から補助を受けている、又は補助が決定している場合は、国等から受ける補助金額を補助対象経費から控除します。

申請書の提出期限

下記いずれかの遅い日から6月以内

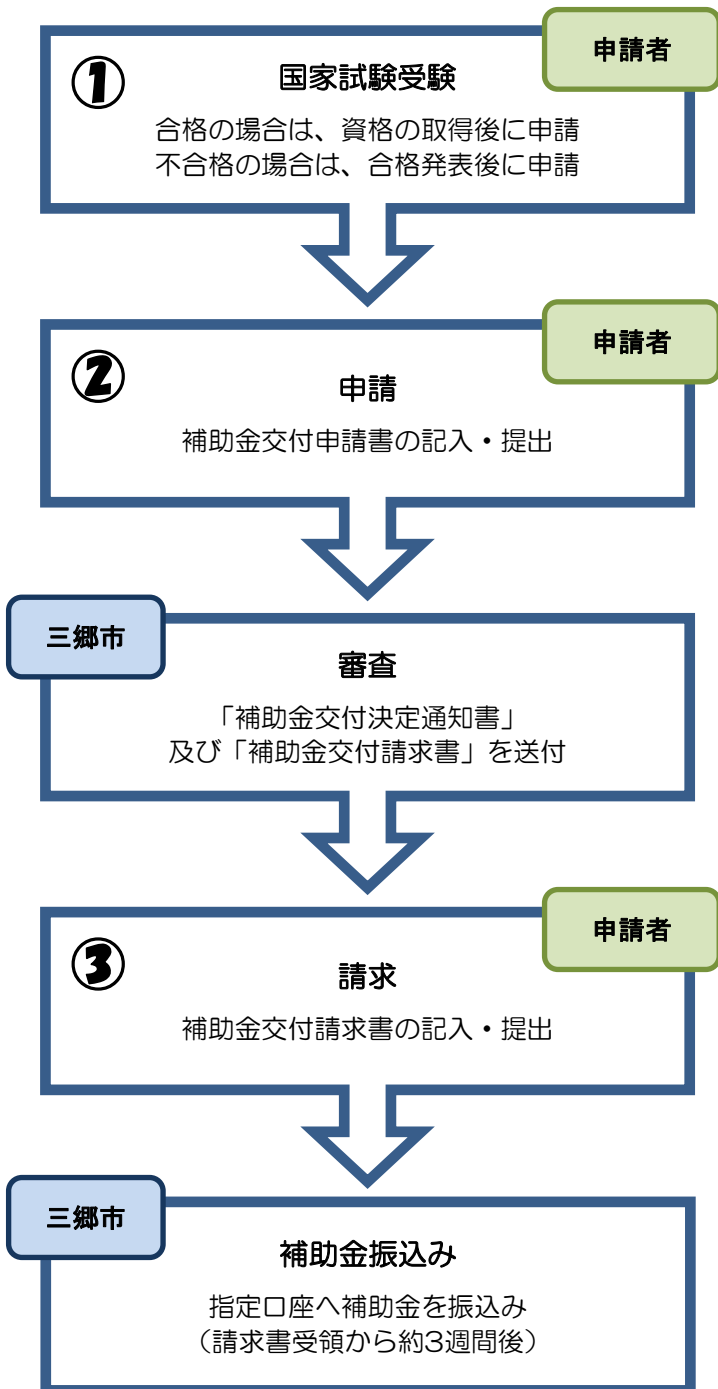
- ① 資格の取得日
- ② 試験の合格発表日

合格の場合は上記①から、不合格の場合は上記②から6月以内となります。

申込み・問合せ

三郷市 市民経済部
商工観光課 商工労政振興係
〒 341-8501 三郷市花和田648番地1
☎ 048-930-7721（直通）

補助金の申請から振込みまでの流れ



申請書類等については、
市ホームページを
ご覧ください。



【申請時の必要書類】

- 補助金交付申請書（その1、その2）
- 法人全部事項証明書（法人のみ）
※ 発行から3月以内。法務局で発行（有料）。
- 営業届出済証明書（個人事業主のみ）
※ 発行から3月以内。市民税課で発行（有料）。
- 従業員等との雇用関係がわかる書類
 - ・ 雇用契約書等、雇用関係がわかる書類
 - ・ 出勤簿等、申請月の在籍がわかる書類
- 補助対象経費の領収書の写し（受験者名義可）
・ 申請書その2へ貼り付け。
- 資格取得等の概要がわかる書類
 - ・ 試験結果が確認できる書類（合格証書の写し等）
 - ・ 受講した研修等を修了したことを証する書類

※ 却下の場合は「補助金不交付決定通知書」を送

【その他注意事項】

- 申請書類に不備がある場合は、受付できません。対応後の再提出日を受付日といたします。
- 申請書類の提出は、持参又は郵送で受付します。郵送の受付日は、市の受領日となります。郵送書類の到着前に予算額に達した場合は、受付できません。予めご了承ください。
- 審査にあたり、上記申請時の必要書類以外に、補足資料の提出等を求める場合があります。
- 提出された申請書類は、返却いたしません。
- 審査結果は、受付日から約10営業日後に郵送で送付します。
- 虚偽の申請又はその他の不正行為により補助金の交付を受けた場合は、交付決定を取消し、補助金を返還していただきます。
- 申請者の名称及び代表者名、所在地、申請資格等は、公開させていただく場合があります。

資格の種類について（例：クレーンの場合）

区分	資格の種類	補助金
つり上げ荷重5 t 以上	免許	対象
つり上げ荷重5 t 以上の 床上操作式	技能講習	対象
つり上げ荷重5 t 未満	特別教育	対象外

この補助金の対象は、試験の合格を要する資格（国家資格（免許）、技能検定、技能講習）です。受講することで得られる資格（特別教育、安全衛生教育（職長・安全衛生責任者教育等））は、対象となりません。

同じ業種の資格でも、その条件により、資格の種類が異なる場合があります。申請を検討されている資格が補助対象資格に含まれているか、ご確認くださいませすようお願いいたします。